

政務調査費の使途基準について

1 支出できない経費

政務調査費を下記の支払にあてた場合には、目的外支出となります。

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| (1) 政党活動の経費 (党員費、党大会への参加費など) | (5) 会派等の団体の業務以外の飲食費や遊興費 |
| (2) 議員会活動の経費 (後援会の集会の経費、後援会報発行費など) | (6) 無断・レクリエーションのための経費 |
| (3) 選挙運動の経費 | (7) 職の公費返還を受ける行事 (委員会視察など) へのつぎ足し |
| (4) 選挙運動費 (香典、祝い金、送別、中元、歳暮、寸志など) | (8) 個人としての私的な活動 (趣味など) に係る経費 |

2 支出できる経費の例としては、以下のようなものが考えられます。

いずれの場合も、領収書を受領・保管しておくことが原則であり、領収書を受領することができなかった場合には、必ず支払証明書を作成・保管するようにしてください。

項目	目的・内容	例示	具体的な支出の事例	留意点
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究	交通費 宿泊費 印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 県内外における視察・海外視察の交通費 ◇ 県政全般に関する執行部との意見交換のための交通費 ◇ 議会での質問 (代表・一般) のための執行部との打ち合わせに要する交通費 ◇ 議員連盟 (政策の勉強や提言を目的とするものに限る) の活動のための交通費 ◇ 市町村や県民からの陳情に関する現地調査のための交通費 ◇ 国等への要望活動のための交通費 ◇ 広域事業調査や県・市町村間の調整のための交通費 ◇ 国・県・市町村・各種団体が主催する行事 (会議・大会・式典・研修会など) への出席のための交通費 ◇ 上記の活動の際に要する宿泊費 ◇ 調査報告書等の作成費 	<p>* 視察の場合は、領収書と合わせて視察の成果に関する記録も保管する</p> <p>* 通勤に自家用車を利用する場合の交通費は、別紙の「普通徴収二枚表」の方法により金額を算定し、支払証明書を作成して保管する</p>
	調査研究の委託	調査委託費 交通費・宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 民間調査機関・会派内の研究会などへの調査の委託費 ◇ 調査のための関係者との打ち合わせに要する交通費・宿泊費 	* 調査委託の場合は、領収書と合わせて成果品も保管する
研修費	議員、及び議員の調査研究を補助するため雇用された者が、各種団体が開催する研修会・講演会等に参加するための経費	会費等 交通費・宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 研修会等の会費・資料代 ◇ 研修会等に参加するための交通費・宿泊費 	
会議費	県政に関する地域住民の要望・意見等を聴取するために議員が開催する各種会議に要する経費	会場・機材借り上げ費 印刷費 茶菓代 交通費・宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 県政報告会・県政懇談会等に使用する会場や機材等の借り上げ料 ◇ ポスター・チラシ・配布資料等の印刷代 ◇ 茶菓代 ◇ 会議開催のために必要な交通費・宿泊費 	<p>* 後援会関係のものは不可</p> <p>* アルコール・食事の提供は不可</p>
資料作成費	議員の調査研究活動に必要な資料を作成するために要する経費	印刷・製本代 写真代 パネル等作成費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 資料の印刷・製本代 ◇ 写真の現像・焼き付け代 ◇ パネル等作成費 	
資料購入費	議員の調査研究活動に必要な図書・資料等の購入に要する経費	書籍購入代 新聞・雑誌等購読料	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 書籍の購入代 ◇ 定期刊行物の購読料 ◇ ビデオテープ・CD-ROM等の購入代 	
広報費	議員の議会活動及び県政に関する施策等の広報活動に要する経費	広報紙・報告書等の印刷代 送料 ホームページ作成費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 議会報告・県政だより等の印刷代 (後援会発行のものは不可) ◇ 郵送料・宅配便代 ◇ ホームページ作成費 	* 後援会等との共同発行の場合は、合理的な方法により経費を按分し、金額を確定する
事務所費	議員の調査研究活動に必要な事務所の設置・管理等に要する経費	土地・建物の賃借料 事務所の管理運営費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事務所敷地や建物の賃借料 ◇ 事務所の光熱水費 	* 以下3項目については、後援会等の活動の経費と一体となって支出している場合には、合理的な方法により経費を按分し、金額を確定する
人件費	議員の調査研究活動を補助する者を雇用するための経費	給料・賞金・手当 社会保険料	◇ 政務調査活動を補助する者の給料・賞金・各種の手当及び社会保険料	
事務費	議員の調査研究活動に伴う事務処理に要する経費	事務用品・備品の購入費 事務用機器の賃借料 通信費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事務用品代 ◇ 事務用機器 (パソコン、コピー等) の購入及びレンタル料 ◇ 電話・ファクシミリ料 ◇ 郵送料 ◇ パソコン通話等に要する経費 	